

データ資料41 府環境を守り育てる条例に基づく特定施設（汚水）を有する工場・事業場数（18年3月末現在）

府条例施行規則 別表第2の4の番号	業種又は特定施設名	届出事業場数	条例の特定施設のみを 有する事業場（再掲）	規制対象事業場数 （再掲）
2	畜産食料品製造業	15	1	6
3	パン・菓子製造業	6	4（2）	3
4	清涼飲料製造業	9	1	4
5	めん類製造業	2	1	
7	木材・木製品製造業	7	6（1）	3
8	パルプ・紙製造業	14	12（1）	1
9	出版・印刷業	8	8（2）	2
11	その他無機化学製品製造業	5	3（2）	2
15	その他有機化学製品製造業	16	8（1）	5
16	医薬品製造業	1	1（1）	1
21	金属・機械器具製造業	1		1
22	給食センター	12	12	
23	車両給油施設	1	1	
24	弁当仕出屋のちゅう房施設	1	1	
25	食堂のちゅう房施設	16	7（2）	9
26	バッテリー解体業	3	3（1）	1
27	廃ガス洗浄施設	44	22（3）	20
28	し尿浄化槽（200～500人槽）	129	108（48）	65
合	計	290	199（64）	123

- (注) 1. 水質汚濁防止法に基づく特定施設以外の施設で、京都府環境を守り育てる条例により特定施設として定められている施設を有する事業場を記載しました。
2. ()内の数は規制対象事業場の内数です。